

普代村簡易水道事業経営戦略

令和3年3月

普代村建設水産課

普代村簡易水道事業経営戦略

団体名 :	普代村						
事業名 :	普代村簡易水道事業						
策定期間 :	令和 3 年 3 月						
計画期間 :	令和 2 年度 ~ 令和 11 年度						

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 40 年 5 月 1 日	計画給水人口	3,754 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	2,553 人
		有収水量密度	0.24 千m³/ha

② 施設

水源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	10	管路延長	57 千m
	配水池設置数	16		
施設能力	1,540 m³/日		施設利用率	58.94 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	本村では、水産物の加工用に多くの水を使用する利用者が多いことから、用途別の料金体系をとっている。用途は4種類に分かれており、水産加工等、業務に水道の使用が必須となる個人及び法人を営業用、その他の法人及び団体を団体用、一時的に利用される水栓を臨時用としている。 水道使用料金は下表のとおりで、平成16年の料金改定以降は消費税増税分の改定のみを行っている。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 16 年 4 月 1 日

<料金表>

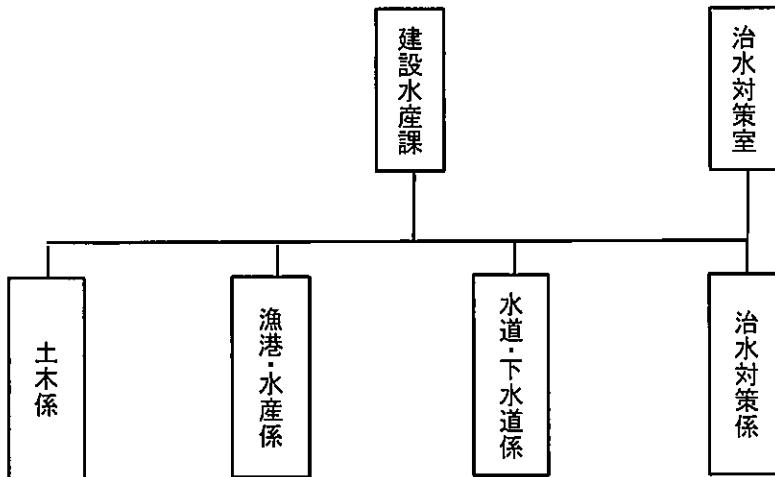
用途	基本料金(~10m³) 1か月につき	1m³あたり超過料金
一般用	1,680円	170円
営業用	2,100円	210円
団体用	2,100円	210円
臨時用	390円(1m³毎)	—

メータ一口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
メーター使用料(月)	160円	390円	580円	760円	1,020円	3,020円	3,960円

④ 組織

本村の簡易水道事業は建設水産課で担当しており、当課の組織体制は下図のとおりである。現場を担当するのは他自治体からの応援職員を含めて9名で、課長と課全体の事務を行う職員を含め、課員は合計12名。そのうち、水道下水道係は2名で、業務発注、施設管理、収納業務、事務作業など全ての業務を担当している。
また、全員が他係の業務を一部兼務している。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	土木担当	漁港担当	水道担当	治水担当	合計
61歳～	人	人	人	1人	1人
51～60歳	人	人	人	人	人
41～50歳	人	1人	2人	人	3人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	3人	人	人	1人	4人
合計	3人	1人	2人	3人	9人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

(施設統合について)

- 平成2年 白井簡水と鳥居力持簡水の水系統合を行い、新たな白井簡水として変更認可。
 - 平成4年 茂市簡水と芦渡簡水の統合では、芦渡簡水の浄水場を廃止して配水池を整備し、新たな茂市簡水として変更認可。
- (料金改定について)
- 平成16年4月より約14%値上げする料金改定を実施。
 - 平成26年4月と令和元年10月に消費税率の改定に伴う料金改定を行い現在に至る。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

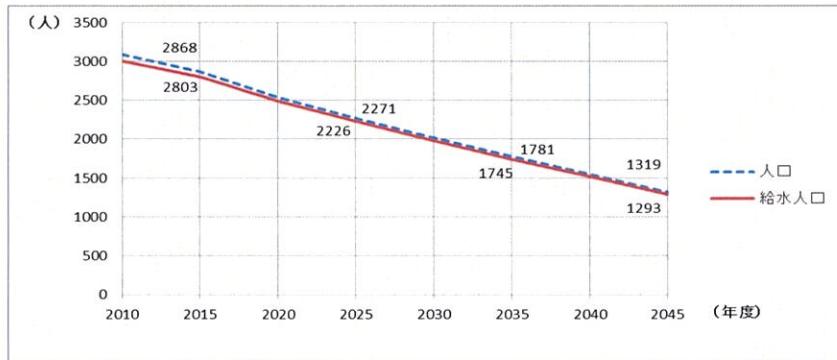
令和元年度に策定・公表しました平成30年度決算「経営比較分析表」を添付しております。

この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本村の経営比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本村の水道普及率は、ここ十数年間、概ね98%前後で推移している。そこで、国立社会保障・人口問題研究所が推計し公表した将来推計人口を基に、将来的な給水人口を予測したものが下のグラフである。水道普及率は今後もこれまでと同程度で推移すると見込まれることから、本計画の最終年となっている令和11年(2029年度末)には給水人口が1,985人になっていると予測した。更に、令和17年(2035年)には、給水人口は1,745人、令和27年度(2045年)の給水人口は1,293人と予測される。少子高齢化等に伴う急速な人口減少により、給水人口も急速に減少することが見込まれ、今後の事業環境は一層厳しいものになるとみられる。

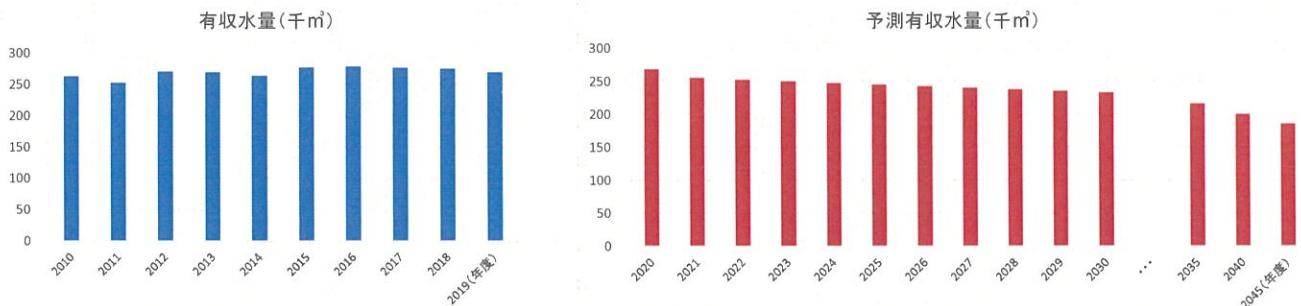


(2) 水需要の予測

本村における水需要は、全体で年間0.7%前後減少している。東日本大震災の影響で2011年度は水産加工での利用が大幅に減少したことから前年度比4%の大幅減となった。その後は、水産業の復興と三陸沿岸道路関係の作業員宿舎が設置されたことから、一時的に水需要が増えている状況である。しかし、令和3年内で三陸沿岸道路が開通する見込みとなり、作業員宿舎が撤去される令和3年度(2021年)には前年度比5%程度の需要減になると予測した。その後も単位水栓あたりの水需要は増えるものの、人口減少等に伴う給水箇所の減少の影響がより大きいと推定し、本経営戦略の最終年度の令和11年度(2029年)の有収水量は約234千m³と予測した。

なお、その後も人口減少を主因とする有収水量の減少は続き、令和27年度(2045年)の有収水量は約185千m³になると見込まれる。

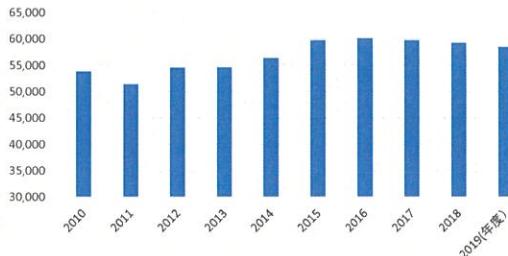
前述したとおり、事業環境が厳しい状況となっており、規模の適正化および施設の長寿命化を図ることによって、有効率や施設利用率を上げる工夫をしなければならない。



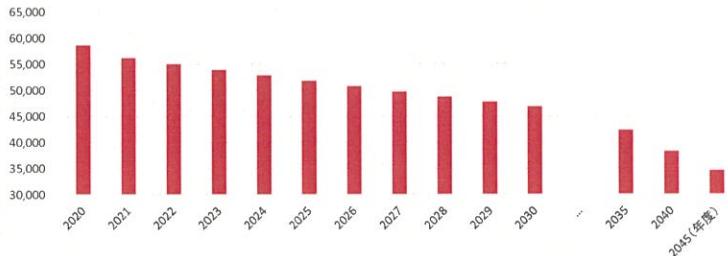
(3) 料金収入の見通し

本村の簡易水道事業の料金収入は、平成28年度(2016年)をピークとしてその後減少に転じている。今後については、作業員宿舎が撤去される令和3年度(2021年)にはおよそ4.2%の減となり、その他の年度については年2%程度の料金収入の減少が見込んでいる。その結果、現行の料金を改定しない場合には、下のグラフのとおり本経営戦略の最終年度である令和11年度(2029年)には約47,745千円、令和27年度(2045年)には約34,556千円に減少するとみられる。

料金収入(千円)



料金収入見込(千円)



(4) 組織の見通し

現在の担当職員数は技術職員1名と事務職員1名の計2名で、これ以上の減員は水道事業の運営を困難にさせるので、現員の体制で業務を効率的に処理する方法を研究する。

3. 経営の基本方針

本村の簡易水道事業においては、利用者に常に安全で安心な水道水を供給することを基本として経営を行っている。現状では老朽化した施設を多く抱えているが、その地域に合わせた設備の更新や修繕等を行うことで、施設規模の適正化を図り、健全な経営を行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	現在稼働している水道管路については、残存している石綿セメント管を6年程度をめどに新しい管へ切り替える。また、機械類については経済的な更新計画を作成した上で計画的に更新を進める。また、その他の設備については施設の規模や重要性を検証して、更新を行うものと修繕して延命策を講じるものとに分け、財政負担がなるべく大きくならないように個別に対応していく。
----	--

およそ30年前から各簡水で実施していた大規模な設備投資のために借り入れた企業債等の償還が今後続々と完了する。そこで、本計画期間においては老朽管の更新を中心に、企業債や過疎債等を利用して設備改良を進める。

白井、茂市、黒崎の3簡水には石綿セメント管が残っているので、まず令和2年度に白井簡水の布設替を実施する。その後令和4年度からは茂市地区の道路改良に併せた布設替を行う。白井簡水では残っている石綿セメント管からの各戸給水を並行して布設されている別の配水管に切り替えることで、2簡水分の残存を0にする。

茂市地区的布設替完了後は、その後3年程度で黒崎簡水の布設替を実施し、村内の石綿セメント管の残存を0mにする。

石綿セメント管の布設替が終了すれば、残りの計画期間は大規模な起債を行わず、設備を極力修繕しながら延命を図る。また、アセットマネジメントを実施し、各簡水の状況に応じて施設の更新か修繕による延命かに分け、償還に係る負担が大きくならないよう慎重に設備への投資を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	住民の理解を得ながら令和6年度を目指し使用料金の改定を行い自主財源の確保をする。それまでの間は、基準外繰入金を含めた一般会計からの繰入金で経営を維持する。その後は基準外繰入が過大にならないよう、使用料收入と基準内繰入での経営を目指す。 また、施設改良の財源については、企業債、過疎債のほか、国庫補助金を充てる。
----	--

現在の水道使用料を改定しなければ、数年のうちに維持管理に係る費用(収益的支出)を使用料収入のみでは賄いきれない状態になることが見込まれる。そのため2-(3)で示した料金収入予測のまま経営維持を図ろうとすれば、繰入金額を過大とし、結果として村の財政を大きく圧迫することになる。このことから使用料金の改定を行って自主財源を確保することが急務である。そこで、令和6年度を目標として、今後3年程度の周知期間を経て、25%程度の改定を行うことで、計画期間最終年に現在と同じレベルの使用料収入が維持できることを目指した。本来はそれ以上の値上げを行う必要があるが、利用者の理解を得ることは難しいと思われる所以、その差は企業努力に努める。

建設改良に係る財源は企業債や過疎債を活用するほか、国庫補助金を活用できるものについては積極的に活用していく。

また、一般会計からの繰入金については、基準外繰入金額が過大とならないように努めていく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○人件費に係る事項

令和2年度の予算ベースで算定し、以降は当該職員が職務継続することを想定した。

○動力費や修繕費等に係る事項

令和2年度の予算ベースを基準とし、以後は実績を踏まえた費用増を考慮して算出した。

なお、委託費や薬品費等については、上記の算出方法とは別に費用の検証を行い、維持管理に係る費用の縮減を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	現在、広域化・共同化に関する検討の枠組みに入っている。本村は地理的な事情でハード面での広域化は不可能であるが、維持管理等の一括委託で費用の削減ができるかどうか検討をしている。
民間の資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFI等の導入等)	事業規模が小さいことから現時点では導入のメリットはないと考えているが、業務により費用削減が可能なものがある場合は導入の検討を行う。
アセットマネジメントの充実(施設・設備の長寿命化等による投資の標準化)	施設・設備を更新するものと修繕で延命をするものとに分け、投資が過剰にならないようにアセットマネジメントを実施する方針である。
施設・設備の廃止・統合(ダウンサイ징)	地理的な理由により現時点で廃止や統合は考えていないが、各給水区域の今後の人口減少の推移をみながら検討する。
施設・設備の合理化(スペックダウン)	人口減少に伴い、施設利用率が下がっている地区があり、利用状況をみながらなるべく費用の掛からない形でスペックダウンを図る方法を検討する。
その他の取組	各収支項目を検証しながら身の丈に合った適正な経営に努めていく。

② 財源についての検討状況等

料金	今後数年のうちに使用料収入で維持管理費用を賄えなくなるため、住民の理解を得ながら料金の改定を行う方向で検討する。
企業債	建設改良費については簡易水道事業債と過疎債を充てる。
繰入金	収益的収支においては、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入を充て、なお不足する分について一般会計からの繰入金を充てている。資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して企業債の借入を行っているが、なお不足する分については繰入金を充てている。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	なし
その他の取組	事業実施する際、債務償還に係る負担が過大にならないよう適切な財源確保の方法を検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、地方公営企業法適用を予定している令和6年度を目指に本戦略の見直しを行っていく。また、情勢の変化により、見直し時期の前倒しを行うなど柔軟に対応しながら、PDCAサイクルを効果的に回し、本経営戦略の検証を行っていく。 地方公営企業法適用後、法非適用で作成した「投資・財政計画」を法適用様式に組み替えて収支バランスを確認する。問題があればその後の見直しに反映させる。
---------------------	--